

「第44回全国中学生人権作文コンテスト」香川県大会実施要領

1 主 催

高松法務局、香川県人権擁護委員連合会

2 後 援

香川県教育委員会、全国地方新聞社連合会人権啓発事業実行委員会・四国新聞社、NHK高松放送局、(株)カマタマーレ讃岐、香川オリーブガイナース球団(株)、(株)ファイブアローズ、香川アイスフェローズ

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

4 応 募 規 定

(1) 対象

ア 香川県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

イ 上記アのほか、外国人学校その他の教育施設（以下、上記アの学校らと併せて「中学校等」という。）に在学する者であって中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た自己の体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察したことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

ア 提出する作文については、手書き（HB以上推奨）、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

イ 用紙は、原則として400字詰原稿用紙（B4判又はA4判。縦書き）を使

用する。

ウ パソコン等で作成した場合の用紙については、上記イに準ずるものとする。

(5) その他

作文の創作に当たっては、上記3の趣旨及び(2)の内容に沿ったものとする。

特に、以下の点に注意すること。

ア 応募作文は、未発表のものに限る。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

5 応募作文の送付

(1) 各中学校等からの送付について

応募に当たり、各中学校等内における事前審査の必要はない。応募作文の全てを送付する場合は、原稿用紙の右上部分に各応募中学校単位で1からの通し番号を記載し、一覧表（別紙(1)）を添付の上、令和7年9月9日（火）（必着）までに以下【作文の送付先】の該当する宛先に送付する。

なお、各中学校等において事前審査を実施する場合は、応募総数に応じた以下の【基準】に従って推薦作文を選定し、一覧表（別紙(2)）を添付の上、令和7年9月16日（火）（必着）までに以下【作文の送付先】の該当する宛先に送付する。

【基準】

各中学校等応募総数	推薦できる作文数
1～29編	3編以内
30～99編	4編以内
100～199編	5編以内
200～299編	6編以内
300編以上	7編以内

【作文の送付先】

① 高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町の各中学校等

〒760-0019 高松市サンポート3-33（高松サンポート合同庁舎南館2階）
高松法務局人権擁護部 Tel 087-821-7850

② 丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町の各

中学校等

〒763-0034 丸亀市大手町三丁目 1 番 1 号

高松法務局丸亀支局 Tel 0877-23-0228

③ 観音寺市、三豊市の各中学校等

〒768-0067 観音寺市坂本町五丁目 1 9 番 1 1 号

高松法務局観音寺支局 Tel 0875-25-4528

(2) 各人権擁護委員協議会における予選について

予選は、高松、丸亀及び観音寺の各人権擁護委員協議会、並びに高松法務局において行う。

予選に当たっては、各協議会ごとに各中学校等からの応募作文総数に応じた下記の基準に従って香川県大会推薦作文を選定し、別紙(3)に記載の上、別紙(1)又は別紙(2)の写しを添付し、令和7年10月8日(水)までに高松法務局人権擁護部に送付する。

記

	協議会内応募総数	香川県大会への推薦作文数
①後記6(3)ア～コの 各賞候補推薦作文	500編以下	3編
	1,000編以下	4編
	2,000編以下	5編
	以降1,000編ごと	1編ずつ追加
②後記6(3)サの 奨励賞候補推薦作文	上記の県大会優秀賞候補推薦作文数と同程度	

6 香川県大会

前記5(2)の予選において選定された推薦作文について、次のとおり香川県大会としての審査を行い、表彰する。

(1) 審査員

高松法務局、香川県人権擁護委員連合会、香川県教育委員会、四国新聞社、NHK高松放送局の各団体に所属する者

(2) 入賞者の発表

令和7年11月下旬頃、高松法務局ホームページ (<https://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/>) において行う。

なお、入賞者には、事前に各学校を經由して通知する。

(3) 表 彰

ア 高松法務局長賞	1編
イ 香川県人権擁護委員連合会長賞	1編
ウ 香川県教育委員会教育長賞	1編
エ 四国新聞社賞	1編
オ NHK高松放送局長賞	1編
カ カマタマーレ讃岐賞	1編
キ 香川オリーブガイナース賞	1編

ク 香川ファイブアローズ賞	1 編
ケ 香川アイスフェローズ賞	1 編
コ 優秀賞	若干編
サ 奨励賞	若干編

(4) 副賞及び参加賞

入賞者には賞状及び副賞を授与し、応募者全員に参加賞を贈呈する。

(5) 表彰式

上記(3)ア～オについては、令和7年12月6日(土)に開催予定の「じんけんフェスタ2025」(仮称)において行う。

なお、その他の賞は各学校において行う。

7 「第44回全国中学生人権作文コンテスト」への推薦等

香川県大会で優秀と認められた作文については「第44回全国中学生人権作文コンテスト」実施要領の推薦基準に基づき、推薦する。

8 そ の 他

(1) 応募作文は、返却しない。

(2) 他の機関との二重応募が判明した場合、又は応募作文に盗用・流用の疑いがあると主催者が判断した場合は、入賞を取り消す。

(3) 本人以外の第三者による作文の修正は不可とする。

(4) 応募作文の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、主催者に帰属するものとする。

(5) 優秀賞以上の受賞作文においては、高松法務局ホームページに掲載するとともに、人権思想の普及高揚のため、作文集に掲載して関係機関に配布することなどによって公表する。ただし、公表に当たっては、応募者本人及びその保護者(以下「本人等」という。)の意向に基づき、「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがある。

また、公表した作文は、一部の作文を四国新聞に掲載(予定)するとともに、地方公共団体等から広報紙等への転載希望があった場合には、原則として承認する。

(6) 入賞作文の公表に当たっては、作文の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(7) 公表する作文中に登場する人物について、個人の特定が可能であると認められる場合には、応募者本人等に対し、当該人物から作文を公表することについての承諾が得られていることを確認する。また、法人等の団体も同様とする。